

仙台市地域防災計画【原子力災害対策編】修正案 新旧対照表(抄)

旧項	旧	新	備考
P2 第1章 第1節 計画の目的及び位置づけ	<p>2. 計画の性格</p> <p>(1) 仙台市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>本計画は、本市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画・原子力災害対策編及び宮城県の地域防災計画・原子力災害対策編（以下「県の計画」という。）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図ったものである。実施段階の具体的な内容や体制については今後速やかに検討するものとする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>2. 計画の性格</p> <p>(1) 仙台市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>本計画は、本市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画・原子力災害対策編及び宮城県の地域防災計画・原子力災害対策編（以下「県の計画」という。）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図ったものである。<u>市及び関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるように対策を講ずることとし、たとえ複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)などの不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</u></p> <p>(2) 略</p>	防災基本計画の修正を反映
P6 第1章 第4節 計画の構成	<p style="text-align: center;">第2章 9つの施策パッケージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第1節 情報収集と連絡体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市と関係機関相互の連携体制の確保 ●専門家の活用体制の確保 ●原子力防災関連情報の収集・蓄積 ●災害に強い多重化された通信手段等整備 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第2節 市からの情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民等への情報伝達体制の整備 ●事故発生後の総合市民相談窓口の開設 ●風評被害対策 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第3節 環境モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平常時と緊急時における環境モニタリングの体制と運用。 ●モニタリングポストによる自動計測 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第4節 退避・避難・避難受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民等の屋内退避・一時移転の計画 ●災害時要援護者の支援体制整備 ●他市からの避難の受入れ体制整備 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>第5節 被ばく対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安定ヨウ素剤の配備・運用、避難退域時検査と原子力災害医療、及び健康調査等について、国や県と連携した実施体制の整備 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第6節 飲食物の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●飲食物の出荷制限、摂取制限への対応 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第7節 除染</p> <ul style="list-style-type: none"> ●除染体制の整備 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第8節 資材調達・備蓄・ロジスティクス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境モニタリング設備・機器、屋内退避長期化に備えた生活必需品、安定ヨウ素剤、避難退域時検査等資機材等の調達、配備 ●資機材・人材輸送体制の整備 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第9節 知識普及・啓発、防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民等への知識普及 ●原子力災害対策要員の育成や訓練 </div> </div> <p style="text-align: center;">図 1.4-1 原子力災害対策の構成</p>	<p style="text-align: center;">第2章 9つの施策パッケージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第1節 情報収集と連絡体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市と関係機関相互の連携体制の確保 ●専門家の活用体制の確保 ●原子力防災関連情報の収集・蓄積 ●災害に強い多重化された通信手段等整備 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第2節 市からの情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民等への情報伝達体制の整備 ●事故発生後の総合市民相談窓口の開設 ●風評被害対策 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第3節 環境放射線モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平常時と緊急時における環境放射線モニタリングの体制と運用 ●モニタリングポストによる自動計測 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第4節 退避・避難・避難受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民等の屋内退避・一時移転の計画 ●災害時要援護者の支援体制整備 ●他市からの避難の受入れ体制整備 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>第5節 被ばく対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安定ヨウ素剤の配備・運用、避難退域時検査と原子力災害医療、及び健康調査等について、国や県と連携した実施体制の整備 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第6節 飲食物の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●飲食物の摂取制限及び出荷制限への対応 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第7節 除染</p> <ul style="list-style-type: none"> ●除染体制の整備 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第8節 資材調達・備蓄・ロジスティクス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境放射線モニタリング設備・機器、屋内退避長期化に備えた生活必需品、安定ヨウ素剤、避難退域時検査等資機材等の調達、配備 ●資機材・人材輸送体制の整備 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">第9節 知識普及・啓発、防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民等への知識普及 ●原子力災害対策要員の育成や訓練 </div> </div> <p style="text-align: center;">図 1.4-1 原子力災害対策の構成</p>	原子力災害対策指針に用語を整合（各編に同様の修正を適用） 防災基本計画に用語を整合（各編に同様の修正を適用）

P8
第1章
第5節
仙台市の概況と災害想定

1. 仙台市の概況

- (1)～(2) 略
(3) 東北電力女川原子力発電所の概要

表 1.5-1 東北電力女川原子力発電所施設の概要

(表省略)

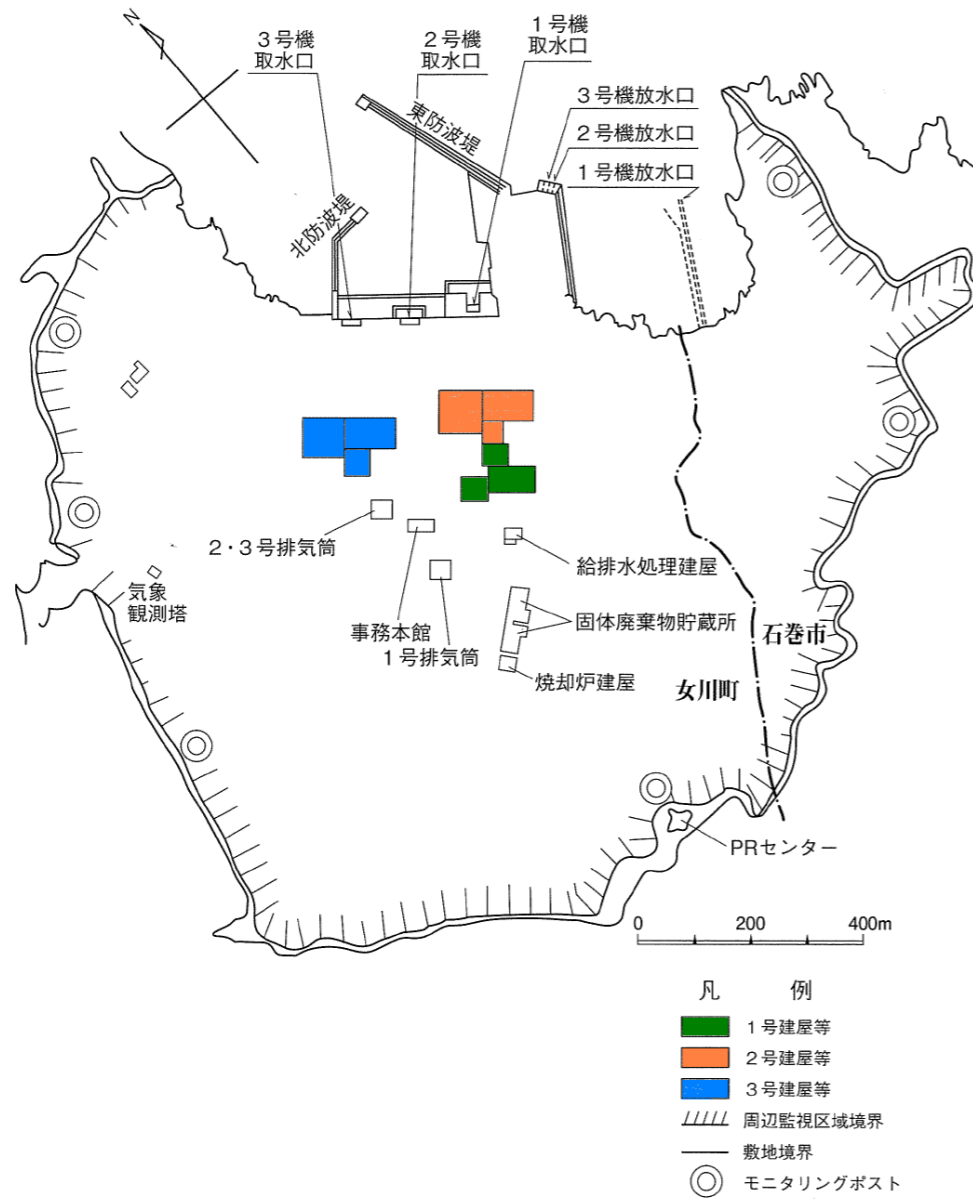


図 1.5-2 東北電力女川原子力発電所配置図

(4) 気象条件

本市は地形的に、東は仙台湾に面し、西は背後に奥羽山脈をひかえているために、気候的には太平洋側（冬：乾燥、夏：湿潤）の特性を示している。厳冬期は、西高東低の気圧配置が卓越し、奥羽山脈を越えてくる乾燥した北西風が吹き、晴天の日が多く、放射冷却による夜間の冷え込みは厳しいが、降雪量は比較的少ない。

1月の平均気温は、1.6℃で、冬から春にかけては、南岸低気圧が東海上を北上接近するときに大雪をもたらすことがある。一方夏期は、酷暑になる日は少なく、8月の平均気温は 24.2℃である。年平均気温は 12.4℃、年間降水量は、1,254.1mm となっている。（各数値は平年値 出所：仙台管区気象台）

1. 仙台市の概況

- (1)～(2) 略
(3) 東北電力女川原子力発電所の概要

表 1.5-1 東北電力女川原子力発電所施設の概要

(表省略)

※女川原子力発電所1号機は、平成30年12月21日に運転終了

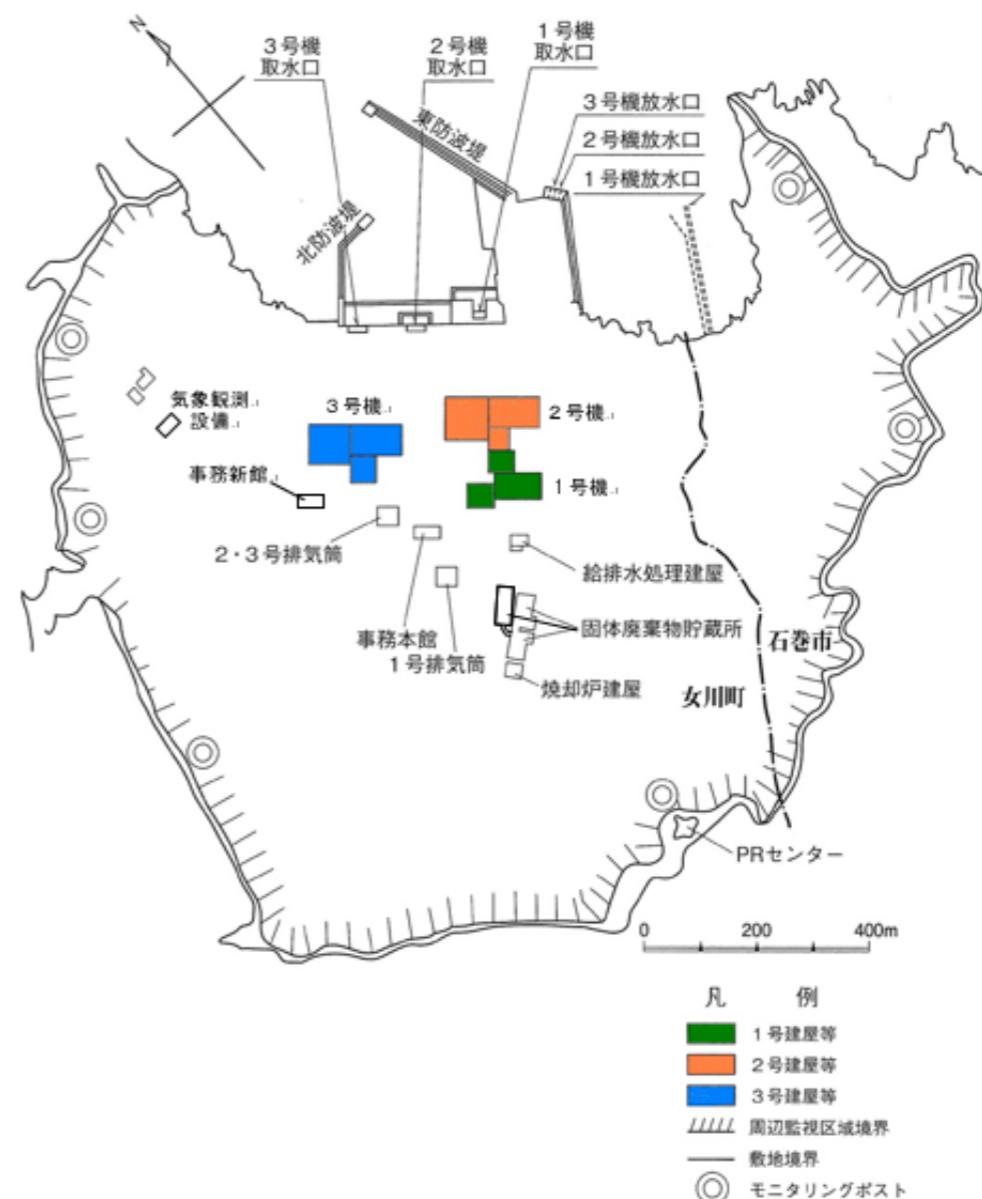


図 1.5-2 東北電力女川原子力発電所配置図

(4) 気象条件

本市は地形的に、東は仙台湾に面し、西は背後に奥羽山脈をひかえているために、気候的には太平洋側（冬：乾燥、夏：湿潤）の特性を示している。厳冬期は、西高東低の気圧配置が卓越し、奥羽山脈を越えてくる乾燥した北西風が吹き、晴天の日が多く、放射冷却による夜間の冷え込みは厳しいが、降雪量は比較的少ない。

1月の平均気温は、2.0℃で、冬から春にかけては、南岸低気圧が東海上を北上接近するときに大雪をもたらすことがある。一方夏期は、酷暑になる日は少なく、8月の平均気温は 24.4℃である。年平均気温は 12.8℃、年間降水量は、1,276.7mm となっている。（各数値は平年値 出所：仙台管区気象台）

女川原子力発電所1号機の運転終了に伴い記載

東北電力女川原子力発電所敷地内の建物等の変更に伴う配置図の更新

最新の情報に更新

P10

(中略)

女川原発付近における風向及び風速の年度別の測定結果(図 1.5-3)からは、**若干**の傾向が見られるものの、**年毎の変動も大きい**ことが分かる。また、時間帯による変動幅も大きいことから、女川及び仙台周辺の過去の気象データを踏まえつつ、災害発生時の気象情報をすみやかに入手し、対策等に向けた判断を行う必要がある。

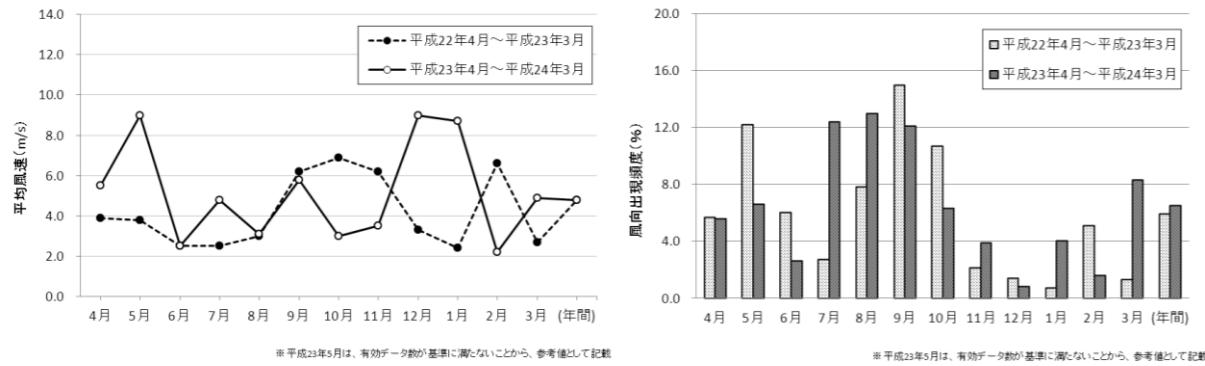


図 1.5-3 東北電力女川原子力発電所周辺における東北東の風向き(仙台市方向)の傾向
出所：東北電力

(5) 人口動向

ア 本市の人口

~~令和2年10月1日現在の住民基本台帳人口では、本市の人口総数は1,065千人である。~~そのうち、災害時要援護者となる可能性のある5歳未満の乳幼児は~~3.9%~~、65歳以上の高齢者は~~24.2%~~となっている。また、外国人住民人口は、~~13,233~~人となっている。

また、平成17年国勢調査では、本市における女川原発から50km圏内の人口は、宮城野区で~~63,595~~人、若林区で~~2,039~~人となっている。

表 1.5-3 仙台市の人口

項目	数・割合
人口(R2)	1,065 千人
5歳未満	3.9%
5～19歳	13.0%
20～39歳	24.5%
40～64歳	34.4%
65歳以上	24.2%
外国人住民	13,233 人
女川原発から50km圏内の人口(H17)	65,634 人
宮城野区	63,595 人
若林区	2,039 人

出所) 人口は令和2年10月1日現在の住民基本台帳人口。
女川原発からの50km圏内の人口は平成17年国勢調査に基づく原子力規制委員会作成資料。

P11

イ 市外からの来訪者数等

本市の昼夜間人口比率は~~106.1%~~であり、市外からの就業者が~~105,503~~人、市外からの通学者が~~23,324~~人と多くの来訪者がいる。~~さらに、観光客入込数は年間で2千万人程度であり、三夫まつり(仙台・青葉まつり、仙台七夕まつり、SENDAI光のページェント)は合計で6百万人程度の人出数がある。~~

(中略)

女川原発付近における風向及び風速の年度別の測定結果(図 1.5-3)からは、**一定**の傾向が見られるものの、**年毎に変動する**ことが分かる。また、時間帯による変動幅も大きいことから、女川及び仙台周辺の過去の気象データを踏まえつつ、災害発生時の気象情報をすみやかに入手し、対策等に向けた判断を行う必要がある。

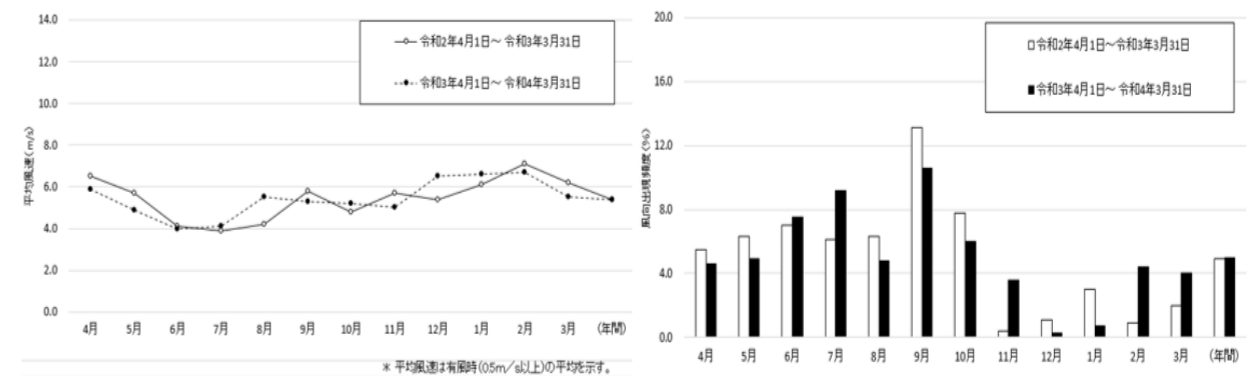


図 1.5-3 東北電力女川原子力発電所周辺における東北東の風向き(仙台市方向)の傾向
出所：東北電力

(5) 人口動向

ア 本市の人口

本市の人口は、国勢調査(令和2年)では1,096千人である。そのうち、災害時要援護者となる可能性のある5歳未満の乳幼児は3.8%、65歳以上の高齢者は24.3%となっている。また、外国人住民人口は、11,507人となっている。

また、令和2年国勢調査では、本市における女川原発から50km圏内の人口は、宮城野区で68,536人、若林区で1,498人となっている。

表 1.5-3 仙台市の人口

項目	数・割合
人口(R2)	<u>1,096</u> 千人
5歳未満	<u>3.8%</u>
5～19歳	<u>13.4%</u>
20～39歳	<u>24.3%</u>
40～64歳	<u>34.2%</u>
65歳以上	<u>24.3%</u>
外国人住民	<u>11,507</u> 人
女川原発から50km圏内の人口(H17)	<u>70,034</u> 人
宮城野区	<u>68,536</u> 人
若林区	<u>1,498</u> 人

出所) 人口は令和2年国勢調査。
女川原発からの50km圏内の人口は令和2年国勢調査に基づき集計。

イ 市外からの来訪者数等

本市の昼夜間人口比率は105.1%であり、市外からの就業者が98,787人、市外からの通学者が20,678人と多くの来訪者がいる。また、観光客入込数は年間で2千万人程度であり、仙台・青葉まつり、仙台七夕まつり、SENDAI光のページェント、定禅寺ストリートジャズフェスティバル、みちのくYOSAKOIまつり等の大型観光イベントは合計で6百万人以上の来場者数がある。なお、観光客入込数

文言の修正

最新の風向及び風速の表に更新

令和2年国勢調査の結果を反映

最新の情報に更新

防災対策を行う上で、これらの来訪者を考慮する必要がある。

表 1.5-4 仙台市の昼夜間人口比率(平成27年度)

項目	数・割合
昼夜間人口比率	106.1%
市外からの就業者(15歳以上)	105,503人
市外からの通学者	23,324人

注1) 就業も通学もしている人は就業者に含む。
出所) 平成27年国勢調査

表 1.5-5 仙台市への観光客と三日月まつりの人出数(令和元年)

項目	数
観光客入込数	21,811千人
SENDAI光のページェント	2,850千人
仙台七夕まつり	2,249千人
仙台・青葉まつり	972千人

出所) 仙台市文化観光局観光課資料

とイベント来場者数はいずれも市内在住者を含む。

防災対策を行う上で、これらの来訪者を考慮する必要がある。

表 1.5-4 仙台市の昼夜間人口比率(令和2年度)

項目	数・割合
昼夜間人口比率	105.1%
市外からの就業者(15歳以上)	98,787人
市外からの通学者	20,678人

注1) 就業も通学もしている人は就業者に含む。
出所) 令和2年国勢調査

表 1.5-5 大型観光イベントの来場者数(令和元年)

項目	数
仙台・青葉まつり	972千人
仙台七夕まつり	2,249千人
SENDAI光のページェント	2,850千人
定禅寺ストリートジャズフェスティバル	770千人
みちのくYOSAKOIまつり	中止

出所) 仙台市文化観光局観光課資料

令和2年国勢調査の結果を反映

最新の情報に更新

P15
第1章
第5節
仙台市の概況と災害想定

2. 災害想定
(1)～(3) 略
(4) 緊急事態における判断基準
(中略)

表 1.5-9 緊急事態区分の概要

緊急事態区分	概要
警戒事態	<u>その時点では</u> 公衆への放射線による影響やそのおそれが <u>切迫した状況</u> ではないが、原子力施設に異常事象が発生した又はそのおそれがあるため、情報収集や、 <u>災害時要援護者の避難の実施により時間を要する防護措置</u> の準備を開始する必要がある段階。
施設敷地緊急事態	<u>原子力施設において</u> 公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた <u>主な防護措置</u> の準備を開始する必要がある段階。 原子力災害対策特別措置法第10条の <u>特定事象</u> に対応。
全面緊急事態	<u>原子力施設において</u> 公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する <u>観点から</u> 、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。 原子力災害対策特別措置法第15条の <u>原子力緊急事態</u> に対応。

2. 災害想定
(1)～(3) 略
(4) 緊急事態における判断基準
(中略)

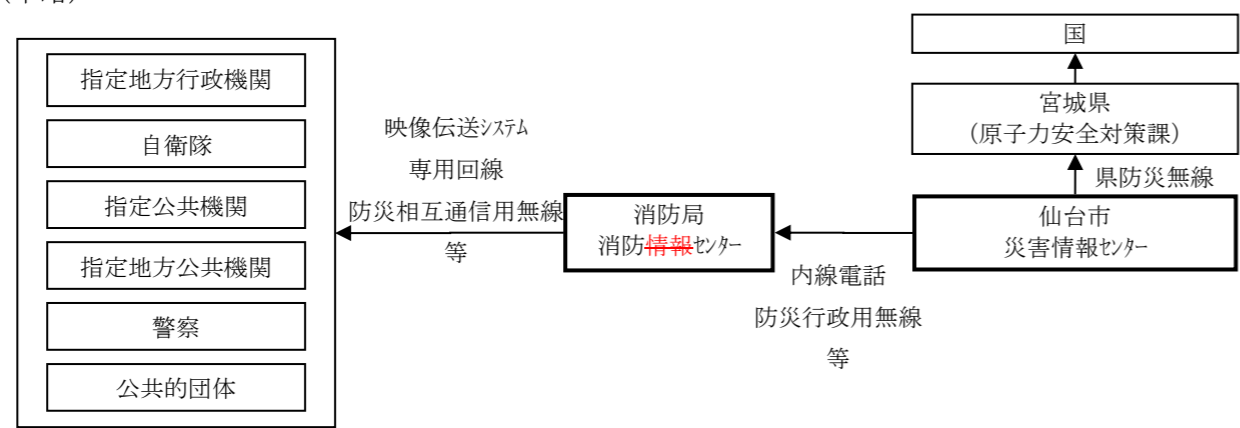
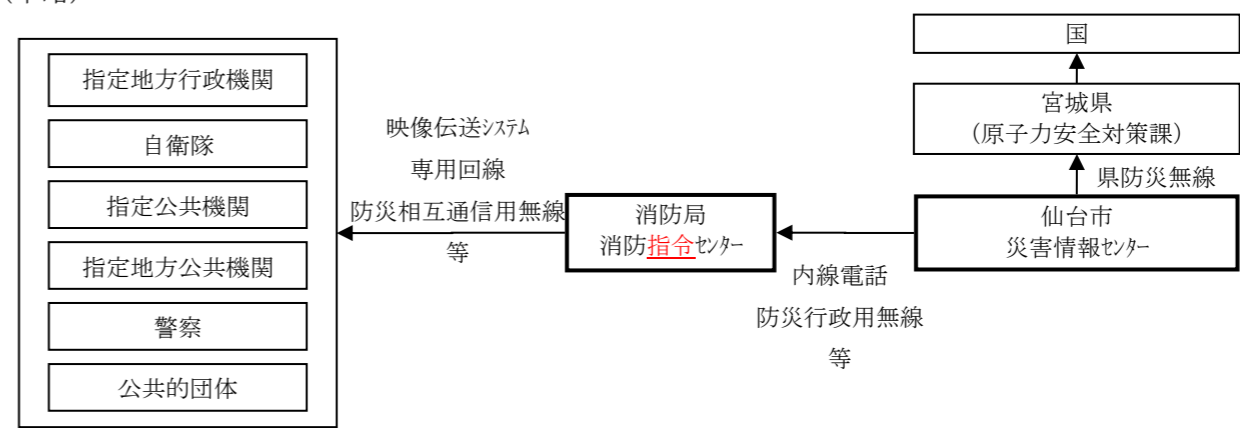
表 1.5-9 緊急事態区分の概要

緊急事態区分	概要
警戒事態 <u>AL (Alert)</u>	公衆への放射線による影響やそのおそれが <u>緊急のもの</u> ではないが、原子力施設に <u>おける異常事象</u> の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、 <u>緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等</u> の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。
施設敷地緊急事態 <u>SE (Site Area Emergency)</u>	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた <u>避難等の予防的防護措置</u> の準備を開始する必要がある段階。 原子力災害対策特別措置法第10条に対応。
全面緊急事態 <u>GE (General Emergency)</u>	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、 <u>重篤な</u> 確定的影響を回避し <u>又は最小化するため、及び</u> 確率的影響のリスクを低減する <u>ため</u> 、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。 原子力災害対策特別措置法第15条に対応。

原子力災害対策指針の記述を反映

P17 第1章 第6節 各主体の役割と業務大綱	2. 指定地方行政機関		2. 指定地方行政機関		各機関の処理すべき事務または業務の大綱を反映
	東北財務局	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること 2 地方公共団体の災害対策事業，災害復旧事業等に関する融資に関すること 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること 4 公共土木施設，農林水産施設等の災害査定の立会いに関すること 5 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること	東北財務局	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること 2 地方公共団体の災害対策事業，災害復旧事業等に関する融資に関すること 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること 4 公共土木施設，農林水産施設等の災害査定の立会いに関すること 5 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること	
	東北厚生局	1 災害状況の情報収集と通報に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること	東北厚生局	1 災害状況の情報収集と通報に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること	
	東北農政局	1 農作物，家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること	東北農政局	1 農作物，家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること	
	仙台森林管理署	1 林産物の汚染及び除染措置の指導に関すること	仙台森林管理署	1 林産物の汚染及び除染措置の指導に関すること	
	東北地方環境事務所	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関等との連絡調整に関すること	東北地方環境事務所	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関等との連絡調整に関すること	
	東北運輸局	1 交通施設等の被害，公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること 2 緊急輸送，代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること	東北運輸局	1 交通施設等の被害，公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること 2 緊急輸送，代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること	
	東北地方整備局 （仙台河川国道事務所）	1 一般国道指定区間の交通確保に関すること（応急含む）	東北地方整備局 （仙台河川国道事務所）	1 一般国道指定区間の交通確保に関すること（応急含む）	
	宮城海上保安部	1 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること 2 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること 3 海上災害に関する防災活動，指導，啓発及び訓練に関すること 4 船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保に関すること	宮城海上保安部	1 <u>船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること</u> 2 <u>船舶に対する各種制限措置の解除に関すること</u> 3 <u>海上の緊急時モニタリングに対する協力に関すること</u>	
	仙台管区気象台	1 気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表 2 気象，地象(地震にあつては，発生した断層運動による地震動に限る)，水象の予報及び特別警報・警報・注意報，並びに台風，竜巻等突風に関する情報等の防災機関への適時・的確な伝達 3 災害の発生が予想されるときや，災害発生時における市に対する気象状況の推移やその予想の解説等	仙台管区気象台	1 気象，地象， <u>地動及び水象の観測並びに</u> その成果の収集及び発表 2 気象，地象(地震にあつては，発生した断層運動による地震動に限る) <u>及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表，伝達及び解説</u> 3 <u>気象業務に必要な観測，予報及び通信施設の整備</u> 4 <u>市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> 5 <u>防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発</u>	
東北総合通信局	1 災害時における重要通信確保のため，非常通信体制の整備を図ること 2 災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること 3 非常通信に関すること	東北総合通信局	1 災害時における重要通信確保のため，非常通信体制の整備を図ること 2 災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること 3 非常通信に関すること		

	<table border="1"> <tr> <td>仙台労働基準監督署</td> <td>1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること</td> </tr> </table>	仙台労働基準監督署	1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること		<table border="1"> <tr> <td>仙台労働基準監督署</td> <td>1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること</td> </tr> </table>	仙台労働基準監督署	1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること	
仙台労働基準監督署	1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること							
仙台労働基準監督署	1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること							
P19 第1章 第6節 各主体の役割と業務大綱	4. 指定公共機関		4. 指定公共機関		名称の変更 指定公共機関を追加 各機関の処理すべき事務または業務の大綱を反映			
	東日本旅客鉄道(株) 仙台支社	1 救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること	東日本旅客鉄道(株) 東北本部	1 救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること				
	日本貨物鉄道(株) 東北支社	1 災害時における救援物資輸送確保に関すること	日本貨物鉄道(株) 東北支社	1 災害時における救援物資輸送確保に関すること				
	東日本電信電話(株) (宮城支店)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること 2 電気通信システムの信頼性向上に関すること 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保に関すること 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関すること	東日本電信電話(株) (宮城支店)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること 2 電気通信システムの信頼性向上に関すること 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保に関すること 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関すること				
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) NTTドコモ(東北支社) KDDI(株) (東北総支社)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること 2 電気通信システムの信頼性向上に関すること 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保に関すること 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関すること	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) NTTドコモ(東北支社) KDDI(株) (東北総支社) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること 2 電気通信システムの信頼性向上に関すること 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保に関すること 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携に関すること				
	日本赤十字社 (宮城県支部)	1 医療救護に関すること 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時の血液製剤の供給に関すること 4 義援金の受付及び配分に関すること 5 その他災害救護に必要な業務に関すること	日本赤十字社 (宮城県支部)	1 医療救護に関すること 2 救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 血液製剤の供給に関すること 4 義援金の受付及び配分に関すること 5 その他必要な業務に関すること				
	日本銀行仙台支店	1 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策	日本銀行仙台支店	1 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策				
	日本放送協会 (仙台放送局)	1 災害情報等の放送に関すること	日本放送協会 (仙台放送局)	1 災害情報等の放送に関すること				
	東日本高速道路(株) (仙台管理事務所, 仙台東管理事務所)	1 高速道路等の交通確保に関すること	東日本高速道路(株) (仙台管理事務所, 仙台東管理事務所)	1 高速道路等の交通確保に関すること				

	<p>独立行政法人 国立病院機構 (北海道東北グループ)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療並びに災害医療班の編成，連絡調整及び派遣の支援に関すること 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集，通報に関すること 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画，災害応急対策計画，災害復旧計画等の支援に関すること 		<p>独立行政法人 国立病院機構 (北海道東北グループ)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療並びに災害医療班の編成，連絡調整及び派遣の支援に関すること 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集，通報に関すること 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画，災害応急対策計画，災害復旧計画等の支援に関すること 		<p>名称の変更</p>
<p>P45 第2章 第2節 市からの情報発信</p>	<p>1. 平時の備え (1)～(2) 略 (3) 情報項目の整理 市は，役割に応じて市民等のニーズを十分把握し，市民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を災害対応のフェーズや場所に応じて適切に提供する。平時において，市民等のニーズに応じて提供すべき情報の項目を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況，モニタリングの結果等) ・農産物等の放射性物質調査の結果及び出荷制限の状況 ・市が講じている施策に関する情報，市民等がとるべき措置や注意事項 ・交通規制，避難経路や避難場所 等 <p>(4)～(5) 略</p>			<p>1. 平時の備え (1)～(2) 略 (3) 情報項目の整理 市は，役割に応じて市民等のニーズを十分把握し，市民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を災害対応のフェーズや場所に応じて適切に提供する。平時において，市民等のニーズに応じて提供すべき情報の項目を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況，モニタリングの結果等) ・飲食物等の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限の状況 ・市が講じている施策に関する情報，市民等がとるべき措置や注意事項 ・交通規制，避難経路や避難場所 等 <p>(4)～(5) 略</p>	<p>防災基本計画に用語を整合</p>		
<p>P47 第2章 第2節 市からの情報発信</p>	<p>2. 事故発生後の対応 (1) 略 (2) 関係機関への情報伝達の実施 (中略)</p>  <p>図 2.2-2 緊急時情報伝達連絡系統図(関係機関向け)</p> <p>(3)～(4) 略</p>			<p>2. 事故発生後の対応 (1) 略 (2) 関係機関への情報伝達の実施 (中略)</p>  <p>図 2.2-2 緊急時情報伝達連絡系統図(関係機関向け)</p> <p>(3)～(4) 略</p>	<p>名称の変更を反映</p>		

<p>P54 第2章 第4節 退避・避難・避難受入れ</p>	<p>1. 平時の備え 1-1. 市民・来訪者の退避・避難 (1) 屋内退避・一時移転等に関する基準 (中略)</p> <p style="text-align: center;">表 2.4-1 避難等に関する基準（原子力災害対策指針）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">基準の概要</th> <th style="width: 33%;">初期設定値</th> <th style="width: 33%;">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準（OIL1）</td> <td style="text-align: center;">500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し，避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，地域生産物の摂取を制限するとともに，住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準（OIL2）</td> <td style="text-align: center;">20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)</td> <td>1日内を目途に区域を特定し，地域生産物の摂取を制限するとともに，1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">注) Sv：シーベルト。人が放射線を浴びた時の影響度を示す単位。 出所) 「原子力災害対策指針」(平成29年7月5日全部改正) 原子力規制委員会</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>1-2. 他市からの避難の受入れ (1) 他市からの避難の受入れ体制の整備 ア、イ 省略 ウ 施設の選定 市有施設を対象に，その管理者の同意を得て他市からの避難者のための避難所等として選定する。 (資料 6-16 「原子力災害広域避難者受入れ施設一覧表」参照) (以下略)</p>	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準（OIL1）	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し，避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，地域生産物の摂取を制限するとともに，住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準（OIL2）	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し，地域生産物の摂取を制限するとともに，1週間程度内に一時移転を実施。	<p>1. 平時の備え 1-1. 市民・来訪者の退避・避難 (1) 屋内退避・一時移転等に関する基準 (中略)</p> <p style="text-align: center;">表 2.4-1 避難等に関する基準（原子力災害対策指針）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">基準の概要</th> <th style="width: 33%;">初期設定値</th> <th style="width: 33%;">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準（OIL1）</td> <td style="text-align: center;">500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し，避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む) <u>甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定(以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。)を実施。</u></td> </tr> <tr> <td>地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，地域生産物の摂取を制限するとともに，住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準（OIL2）</td> <td style="text-align: center;">20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)</td> <td>1日内を目途に区域を特定し，地域生産物の摂取を制限するとともに，1週間程度内に一時移転を実施。 <u>甲状腺被ばく線量モニタリングを実施。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">注) Sv：シーベルト。人が放射線を浴びた時の影響度を示す単位。 出所) 「原子力災害対策指針」(令和4年7月6日一部改正) 原子力規制委員会を参考として本市作成</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>1-2. 他市からの避難の受入れ (1) 他市からの避難の受入れ体制の整備 ア、イ 省略 ウ 施設の選定 市有施設を対象に，その管理者の同意を得て他市からの避難者のための避難所等として選定する。 (資料 6-17 「原子力災害広域避難者受入れ施設一覧表」参照) (以下略)</p>	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準（OIL1）	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し，避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む) <u>甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定(以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。)を実施。</u>	地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，地域生産物の摂取を制限するとともに，住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準（OIL2）	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し，地域生産物の摂取を制限するとともに，1週間程度内に一時移転を実施。 <u>甲状腺被ばく線量モニタリングを実施。</u>	<p>原子力災害対策指針の改正を反映</p> <p>資料番号の変更(以下、同様とする)</p>
基準の概要	初期設定値	防護措置の概要																			
地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準（OIL1）	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し，避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																			
地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，地域生産物の摂取を制限するとともに，住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準（OIL2）	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し，地域生産物の摂取を制限するとともに，1週間程度内に一時移転を実施。																			
基準の概要	初期設定値	防護措置の概要																			
地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準（OIL1）	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し，避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む) <u>甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定(以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。)を実施。</u>																			
地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，地域生産物の摂取を制限するとともに，住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準（OIL2）	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し，地域生産物の摂取を制限するとともに，1週間程度内に一時移転を実施。 <u>甲状腺被ばく線量モニタリングを実施。</u>																			
<p>P67 第2章 第5節 被ばく対策</p>	<p>2. 事故発生後の対応 (1)～(3) 略 (4) <u>汚染状況に応じた健康調査等の実施</u> 市は，国及び県と連携のもと，他市からの避難者や市民等の避難者を対象に避難施設等において行動調査(被災地住民登録票)を実施する。また，市は，国及び県が実施する健康調査に協力する。</p>	<p>2. 事故発生後の対応 (1)～(3) 略 (4) <u>避難または一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施</u> <u>県の計画では，県は必要に応じて，国の協力を得ながら，原子力災害医療協力機関，原子力事業者，原子力災害拠点病院，高度被ばく医療支援センター等の支援の下，住民等が OIL に基づき，特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に，住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとされている。</u>市は，国及び県が実施する健康調査に協力する。</p>	<p>宮城県地域防災計画の修正を反映</p>																		

<p>P67</p>	<p>(5) 災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく対策の実施 (中略) イ 被ばく管理 市は、災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく管理について、必要に応じて県と連携のもと、国が定める防災業務に従事する職員等の防護指標に基づき行う。支援者や従事する職員等に対し、医療措置が必要となった場合には、本節被ばく対策に基づき対応する。</p> <p style="text-align: center;">表 2.5-2 災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の防護指標</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業務</th> <th style="text-align: center;">外部被ばくによる実効線量の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合</td> <td style="text-align: center;">50mSv/年</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出所) 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕(平成31年2月) 宮城県防災会議</p>	業務	外部被ばくによる実効線量の上限	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	50mSv/年	<p>(5) 災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく対策の実施 (中略) イ 被ばく管理 市は、災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の被ばく管理について、必要に応じて県と連携のもと、下表に示す防災業務に従事する職員等の防護指標に基づき行う。支援者や従事する職員等に対し、医療措置が必要となった場合には、本節被ばく対策に基づき対応する。</p> <p style="text-align: center;">表 2.5-2 災害時要援護者の支援者及び防災業務に従事する職員等の防護指標</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業務</th> <th style="text-align: center;">線量の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合</td> <td style="text-align: center;">実効線量：5年間につき100mSv かつ1年間につき50mSv</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">等価線量 眼の水晶体：5年間につき100mSv かつ1年間につき50mSv 皮膚：1年間につき500mSv</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">女性 (妊娠する可能性がないと診断されたもの及び妊娠と診断されたものを除く)</td> <td style="text-align: center;">実効線量：3月間につき5mSv</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊娠と診断された女性 (妊娠と診断されたときから出産までの間)</td> <td style="text-align: center;">内部被ばくによる実効線量：1mSv 腹部表面に受ける等価線量：2mSv</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出所) 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕(令和4年11月) 宮城県防災会議</p>	業務	線量の上限	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	実効線量：5年間につき100mSv かつ1年間につき50mSv	等価線量 眼の水晶体：5年間につき100mSv かつ1年間につき50mSv 皮膚：1年間につき500mSv	女性 (妊娠する可能性がないと診断されたもの及び妊娠と診断されたものを除く)	実効線量：3月間につき5mSv	妊娠と診断された女性 (妊娠と診断されたときから出産までの間)	内部被ばくによる実効線量：1mSv 腹部表面に受ける等価線量：2mSv	<p>原子力災害対策指針の改正を踏まえた防護指標の見直し</p> <p>宮城県地域防災計画の指標を引用</p>
業務	外部被ばくによる実効線量の上限															
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	50mSv/年															
業務	線量の上限															
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	実効線量：5年間につき100mSv かつ1年間につき50mSv															
	等価線量 眼の水晶体：5年間につき100mSv かつ1年間につき50mSv 皮膚：1年間につき500mSv															
女性 (妊娠する可能性がないと診断されたもの及び妊娠と診断されたものを除く)	実効線量：3月間につき5mSv															
妊娠と診断された女性 (妊娠と診断されたときから出産までの間)	内部被ばくによる実効線量：1mSv 腹部表面に受ける等価線量：2mSv															
<p>P68</p> <p>第2章 第6節 飲食物の安全の確保</p>	<p>1. 平時の備え (1) 飲食物の出荷制限, 摂取制限に関する体制の整備 市は、県が、原子力災害対策指針の基準や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の安全確保のために飲食物の出荷制限, 摂取制限を迅速にかつ円滑に実施できるよう、第3節の環境モニタリング結果を情報提供する等、協力体制等を定める。</p>	<p>1. 平時の備え (1) 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制の整備 市は、県が、原子力災害対策指針の基準や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示に基づき、飲食物の安全確保のために飲食物の摂取制限及び出荷制限を迅速にかつ円滑に実施できるよう、第3節の環境放射線モニタリング結果を情報提供する等、協力体制等を定める。</p>	<p>防災基本計画に用語を整合(以下、同様とする)</p>													